

令和2年3月5日開催

箕輪町農業委員会 25 回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和2年3月5日(木) 午後3時02分から午後4時00分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員 (22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克也
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 議案第6号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
- 日程第8 報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
- 日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第10 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第11 決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。あけましておめでとうございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

あらためまして、ご苦勞様です。今日で3月、年度終わりということで、各部会を総会に先立ち開催していただきました。委員の皆さんにおかれましては、年度のまとめ、新年度の計画、また、町長への意見書の取りまとめご苦勞様です。また、2月18日に行なわれましたファーマーズの会全委員の参加の元盛大に開催できました。新型コロナが猛威を振るう中ですが、今後の動向も心配されますが、農家の皆さんですので、農地での作業となるので、そこでコロナに感染する心配はありませんが、このご時勢ですので、総会後の酒席については、代理さんと話をし、中止としました。新年度を迎えると、東京オリンピックの開催も予定されております。委員の皆さんも体調管理には留意して欲しいと思います。

局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議長

ただいまから第25回総会を開会いたします。現在22人であります。箕輪町農業

委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

2月の経過報告について申し上げます。

2月第24回総会を2月4日(火)に行い、農地法第3条2件については、総会后5日付けで許可書を交付しました。農地法4条の転用審議案件2件と農地法5条の転用審議案件8件については、総会后5日付けで許可書を交付しました。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思います。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

9番根橋英夫委員・11番関幹子委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、中箕輪 番 地目は「田」面積 m^2

中箕輪 番 地目は「田」面積 m^2

中箕輪 番 地目「田」面積 m^2 計 m^2 です。

譲受人は さん。農業経営の拡充を考えていた。譲渡人の は、譲受人の親戚であり、農地の拡充の話があり売買を決めた。農地取得後の耕作面積は33aで地域の下限面積30aを満たしております。

売買金額は、坪 円です。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。譲渡による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、中箕輪 番 地目は「畑」面積 m^2

譲渡人は、遠方に住んでおり管理については、親戚にあたる さんに頼んでいた。相続がすんだ為、今後も農地の適正に管理することができない為、管理していただいている唐澤さんに譲渡することにした。農地取得後の耕作面積は13aで地域の下限面積5aを満たしております。

位置図は、3ページになります。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長

1番案件につきまして、代田委員。

代田委員 2/16 に [] より説明を受けた。内容に関しては事務局のとおりであります。

議 長 2 番案件について、北條委員。

北條委員 2/19 に [] 本人より説明を受けました。内容については、事務局のとおりであります。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 号議案については認めることに決定しました。

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について 説明をいたします。

1 つ目の案件です。 [] 申請になります。

土地の所在は、三日町 [] 番 [] 地目「田」面積 [] m²。

申請人は、 [] です。

[] は、隣接地に田があり、今回隣接地に住宅建設の希望があり、分筆をかけ一部を住宅用地として転用するため、農地へ入る為の通路が必要となる為計画。なお、この通路については、住宅用地の 5 条の 10 番案件の計画者との共有となります。

農地区分は、市街化近郊区域内 10 h a 未満の農地、第 2 種農地に該当。位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の 1 ページになります。

2 つ目の案件です。貸し駐車場に伴う申請になります。

土地の所在は、中箕輪 [] 番 [] 地目「畑」面積 [] m² です。

申請人は、作業所、住宅用地として申請地を取得したが、景気の悪化と、南箕輪村に作業所を取得したため、土地の有効活用のため、隣接の工場の社員の貸し駐車場として利用する計画。

農地区分は、概ね 10ha 以上の農地、第 1 種農地にあたりませんが、隣接地と一体と

して同一事業目的に供する為に実施する事業に該当する為許可もやむをえないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の4ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件について、藤澤昭二委員。

藤澤委員

2/20 に行政書士 [] が来て説明。事務局の説明のとおりですが、辰野の方で、住宅の希望があり、分筆をかけ一部を、5条の10番の案件で出てきますが住宅用地として売買するため、残った農地へ行くための通路を確保する為通路用地として転用をかけるものですので、特に問題はないと判断しております。

議 長

2番の案件について、櫻井克也委員

櫻井委員

2/17 [] より現地にて説明を受けた。計画変更によること、現状荒廃地であったためそれが解消されるので問題はないと判断しております。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。 [] 申請です。

土地の所在は、福与 [] 番 地目「畑」 [] m²。

売買価格は、 [] 円/坪です。

本案件は、農振除外手続きが完了したことに伴う申請です。

事業計画者は、福島で暮らしていたが、自然豊かで景観がよく、子育て環境も良い、

故郷に戻ってきたいと考えていた。現在は、木下の実家で生活。

また、将来計画している薪ストーブ事業を行なうため、敷地面積が必要であると考えている。

譲渡人は、高齢であり、一人暮らしのため、農業を続けていくことに限界を感じていたところ、県外より移住したい計画を聞き、高齢化する地域の存続のためにも、土地の提供に賛同した。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えている第1種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、7ページになります。

2つ目の案件です。[]に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 []番 [] 地目「田」面積 [] m^2 です
売買金額は、 []円/坪です。

本計画は、計画変更によるものでありますが、平成13年4月16日付、住宅用地として取得していたが、造成工事途中で、病気となり入退院を繰り返すこととなり、建築工事をストップしていた。その後他界し、相続で受けた譲渡人は、その状況を知らず、別のところで既に住宅を建設しており、今回譲受人の計画を聞き土地有効活用のため、売買を決めた。

農地区分は用途地域内の準工業地域内の農地、第3種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。
位置図は、10ページになります。

3つ目の案件です。[]に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 []番 [] 地目「畑」面積 [] m^2 です。
売買価格 []円/坪。

本申請は、計画変更によるものですが、譲渡人の []は、平成3年5月23日つけ、住宅用地として申請地を取得したが、子供の反対にあい、計画を断念。

今回、土地有効活用と、CO2削減のため計画者に売買を決めた。

農地区分は、市街化近郊地域で概ね10ha未満の農地、2種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、14ページになります。

4つ目の案件です。[]の申請です。

土地の所在は、中箕輪 []番 [] 地目「田」面積 [] m^2

中箕輪 []番 [] 地目「田」面積 [] m^2

計 []筆 [] m^2 です。

宅地分譲用地としての申請です。売買価格は、[]円/坪。

譲渡人は、自宅が老朽化に伴い建替えが必要であり、その為に申請地を売って資金に当てる為譲受人が計画している宅地分譲用地として売ることにした。

農地区分は、用途地域内で、第1種住居専用地域の農地。第3種農地に該当。

位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は、20ページになります。

5つ目の案件です。[]としての申請です。

土地の所在は、箕輪町大字中箕輪 []番 [] 地目「田」 面積 [] m^2 です。

借受人は、現在借家住まい、家族3人で暮らしているが、子供の成長にあわせて手狭となった為、住宅を計画。父は、高齢であり近くに家族が来てくれることはありがたいと考え、申請地を住宅用地として提供することとした。

農地区分は、市街化近郊地域で概ね10ha未満の一団の農地、第2種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もない為転用もやむをえないと事務局は考えております。

位置図は、24ページになります。

6つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 []番 [] 地目「田」 面積 [] m^2 です。

売買価格は、[]円/坪。

建売住宅による申請となります。

申請者は、申請地付近は需要が望める為、3区画建売住宅を計画。

譲渡人は、高齢の為農業経営縮小を考えていた。

農地区分は、市街化近接区域内で10ha未満の農地で、第2種農地に該当。

集落に接続した計画であり、位置的代替性もないため転用はやむを得ないと判断している。

位置図は、28ページとなります。

7つ目の案件です。[]の申請です。

土地の所在は、中箕輪 []番 [] 地目「田」 面積 [] m^2 です。

売買価格は、[]円/坪。

譲渡人は、周辺が宅地化が進んでおり農業がし難い状況であり土地の有効活用のため譲り渡すもの。

申請人は、申請地が主要道路に近く、利便性もよく、需要が見込めるため建売住宅3棟を計画する。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地で、第2種農地に該当。

集落に接続した計画で、位置的代替性も無い為転用もやむを得ないと判断して

位置図は、41 ページになります。

11 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 地目「畑」 面積 m^2 です。

駐車場用地としての計画です。

売買価格は、円/坪。

当該地は、昭和 44 年に譲渡人が倉庫用地として転用許可を受け取得していたが、倉庫建築が実施できず現在は、に貸していた状況。今回正式に届出を行い、駐車場用地として取得することとした。

農地区分は、用途地域内で、準工業地域内の農地、第 3 種農地に該当。

位置的代替性のないため転用もやむ無と判断しております。

位置図は、45 ページとなります。

12 つ目の案件です。としての申請です。

土地の所在は、箕輪町大字中箕輪 番 地目「畑」 面積 m^2 です。

借受人は、現在借家住まい、家族 3 人で暮らしているが、子供の成長にあわせて手狭となった為、住宅を計画。申請地は、実家の近くであり、父は、近くに家族が来てくれることはありがたいと考え、申請地を住宅用地として提供することとした。

農地区分は、市街化近郊地域で概ね 10ha 未満の一团の農地、第 2 種農地に該当。

集落に接続して計画されており、位置的代替性もない為転用もやむをえないと事務局は考えております。

位置図は、51 ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。ここで、9 番根橋委員が退出となります。現在の出席委員は、20 名となります。農業委員会会議規則第 6 条により定数に達しておりますので総会は成立します。地区の農業委員から報告をお願いします。

1 番の案件について井口雅文委員。

井口委員

2/15 に より説明がありました。農振除外手続きをしたところの案件でありその際承認している為問題ないと判断している。

議 長 2 番の案件について、原美鈴委員。

原委員 2/15 [] より説明あり、内容については、事務局の説明のとおりであります。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 3 番の案件について、向山勝一委員。

向山委員 昨年夏ころ話があり、地元に対して細やかな説明がなされた。現状が周りは太陽光発電施設が多数あるところであり、やむをえないと考えている。

議 長 4 番の案件について、原義久委員。

原委員 2/21 [] の担当者より説明。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 5 番・6 番・7 番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 5 番案件について、2/21 [] が来て説明を受けた。隣接地が宅地化されており、問題ないと判断しております。
6 番案件について、2/17 [] がきて説明を受けた。所有者より相談を受けていた案件であり、購入先が決まりよかつたと思っている。
7 番案件について、2/17 [] より説明。昨年も隣接地について同様に建売案件として許可した。隣接地について宅地化が進んでおりやむをえないと判断している。

議 長 8 番の案件について、日野正章委員。

日野委員 2/10 [] より説明。申請地は不作付地であった場所であり、転用により解消されるので特に問題ないと判断している。

議 長 9 番・11 番案件について、春日初委員

春日委員 9 番案件について、2/17 [] より説明。文化センターの北の農地、現状不作付地であり、転用で解消となる為問題ないと判断している。
11 番案件について、2/21 [] より説明を受けた。事務局の説明のとおりであります。

議 長 10 番案件について、藤澤昭二委員

藤澤委員 4 条の 1 番の案件と同様であります、内容は、事務局の説明のとおりであります。

議 長 12 番案件について、代田三男委員

代田委員 2/18 [REDACTED] より説明を受けた。内容については、事務局の説明のとおり
であります。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、
質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 3 号議案については原案のとおり認めることに決
定しました。
日程第 5 議案第 4 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理
事業分について説明いたします。
こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を
行った農地の状況となります。
1 ページは、総括表となります。
田 952 m² 畑 3,433 m² であります。
2 ページは、貸し手の状況となります。
利用権の設定期間は、令和 2 年 3 月 7 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間
が 6 件となります。
3 ページは、借り手の状況となります。

議 長 ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。
(質問・意見なし)
質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第 6 議案第 5 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

初めに①につきましてお願いします。

1 ページは、総括表となります。

田 35,055 m²、畑 44,183 m² 計 79,238 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となりますので、それぞれご確認ください。

続きまして②の円滑化事業分について説まいたします。

1 ページは、総括表となります。

畑 16,578 m²

2 ページは、貸し手の状況です。3 から 5 ページは借り手の状況となります。それぞれご確認ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 5 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 7 議案第 6 号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 6 号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について説明します。

前回保留となった案件となりますが、西部地区は、決裁金に関して西部土地改良区の理事会にて判断が必要となる為今回は非農地判断対象からはずすこととしました。

農地パトロールで荒廃地と判断された土地で、農業振興地域外の農地で、山林化や、原野化している農地で、所有者が非農地としての判断に承諾いただいている農地について、非農地の判断を行うものとなります。

田 7筆 3,201㎡、畑 34筆 24,247㎡ 計27,448㎡ (41筆) となります。

表の所有者情報ですが、傾斜文字で表記している方は既にお亡くなりになっており、地目変更登記を行うためには、戸籍など必要となります。

書類の配布と、回収をお願いしている委員さんには、机に封筒に入れた配布物を置いてあります。中身につきましては、登記申請書の記載方法について、台帳、付書（配布数分クリップ止め）、非農地通知（写）、登記申請書2通（書き損じがあった場合用）はそれぞれ入っております。非農地通知と、登記申請書はクリップで留めてありますので記載内容に誤りが無いことを再度確認いただき該当者へ配布をお願いいたします。その際、登記申請書1通については、回収していただき事務局まで提出をお願いいたします。回収の際誤りが無いかの確認をお願いしたいと思います。今回の申請につきましては、事務局で地目変更登記を実施しますが、本来は、所有者又は有資格者でないといけない案件となります。申請は、まとまった段階で行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

本日も審議いただき非農地がきまった段階で、町部局、県、町税務部局へ通知を出したいと思います。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

金澤委員

登記申請書だけもらっていただければいいですか。

事務局

はい。所有者の住所、氏名に誤りの無いようにお願いします。

議 長

他に、ご質問がある方はいますか。

議 長

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第6号について決定することについてご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり決定することにいたしました。

日程第8 報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。今回は3件のあっせん会議を開きました。

公社からの売買につきましては、3ヶ月が経過したため、公益財団法人長野県農

業開発公社から、伊藤剛史さんに売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。

公社への売買ですが、3ページをお願いいたします。

1番の案件は、購入予定者は、 さん、2番の案件は、購入予定者は、 さんです。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和2年1月から令和2年2月までの内訳になります。5件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方が、3件、先月の3条案件が1件となっております。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手でお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第10 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和2年1月から令和2年2月の受付分になります。全部で13件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、町外にお住まいの方が3件で、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意してみただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第3号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第3号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思ひます。

続きまして、日程第11 決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

お手元配布した決議案について説明。

農業委員会で全国で不祥事が発生したため、国より毎年行なうよう指示あり。

議長

ただいまの決議第1号について、説明がありました。

決議の内容には記載がないが、飲酒についても絶対しないようにお願いします。

発言のある方は挙手を願ひします。

発言が無いようですので、決議第1号は決定とします。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

9 番

11 番
